



NO. 864

令和2年

11月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンバルブを使用しています。

広報



カタログポケット QRコード 公式ツイッター QRコード



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX(043) 444-0815
ホームページ
https://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 10月1日現在 人口68,632人(前月比-82人) 男35,078人女33,554人世帯数31,916世帯

妊婦・子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施します

新型コロナウイルスなどの感染症のまん延が予想される冬の時期に備え、妊婦と生後6カ月～小学2年生のお子さんを対象に、インフルエンザワクチンの接種費用の一部を今年度に限り助成します。任意接種となりますので、希望する場合は、主治医と相談のうえ接種してください。

対象者 接種日に住民基本台帳に登録され、次のどちらかに該当し、インフルエンザワクチンの接種を希望する方
・妊娠している方
(接種日よりも前に妊娠の届出をされた方)
・生後6カ月～小学2年生のお子さん

接種期限 令和3年1月31日(日)**助成額** 2,000円(1人1回のみ)

※小学2年生までのお子さんは2回接種となりますので、1回目または2回目のどちらかで助成を受けてください。

助成方法**市内契約医療機関で接種する方(現物給付)**

市から郵送された予診票を持参し、接種料金から助成金(2,000円)を差し引いた料金を直接、医療機関にお支払いください。

※医療機関によっては、予約が必要な場合があります。事前に医療機関へご確認ください。

市内契約医療機関以外の医療機関(市外を含む)で接種する方・すでに接種した方(償還払い)

- ①医療機関で接種料金を全額支払い、領収書を受領する。
- ②領収書・予防接種したことがわかるもののコピー(母子健康手帳・予防接種済証など)を申請書に添えて、健康増進課に提出または郵送してください。

※予防接種済証とは、医療機関で発行したもの、または、健康増進課から郵送した予診票下欄に医療機関で記入したものです。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
③後日、申請者の指定口座に助成金を振り込みます。

償還払いの申請期限 令和3年2月26日(金)

(郵送の場合は、当日消印有効)

健康増進課 ☎443-1631**<市内契約医療機関一覧>**

医療機関名	電話番号	妊婦	乳幼児	学童
新八街総合病院	☎443-7311	○	○	○
長谷川病院	☎444-0137	○ 要主治医の承諾	○ 3歳以上	○
粕谷内科医院	☎444-0304	×	○ 1歳以上	○
関医院	☎444-0102	○	○	○
ひきたクリニック	☎444-7300	○	×	×
ひじかいクリニック	☎440-2211	○	×	×
日野耳鼻咽喉科医院	☎440-6450	○	○ 3歳以上	○
八街子どもクリニック	☎440-6681	○	○	○
やちまた皮膚科	☎440-2266	○	○	○

※各市内契約医療機関のワクチンの供給状況によっては、予約が取れない場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援の追加情報(その4)

<中小・小規模事業者などの皆さま>

給付	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
助成	千葉県中小企業再建支援金 【支援内容を拡充】	千葉県に「主たる事業所」を有する中小企業者であり、令和2年1月から12月までのうち、任意のひと月の売上が前月同月と比較して50%以上減少していること。 (支援対象の拡大) 令和2年6月から12月までのうち、連続する任意の3カ月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少していること。	1事業者あたり10~40万円を支給 申請期間延長 8月31日まで→令和3年1月31日まで ※支援金は1回限りの支給のため、今回新たに拡充した支援内容を満たしていても、再度申請することはできません。	千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894
	雇用調整助成金(特例措置) 【支援内容を拡充】	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行った事業主	労働者1人1日あたり15,000円上限 助成率:大企業3/4、中小企業10/10 (解雇等を行う場合:大企業2/3、中小企業4/5) 申請期間延長 9月30日まで→12月31日まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方向け) 【支援内容を拡充】	令和2年2月27日~(期間延長)12月31日の間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 申請期間 令和2年2月27日~9月30日の休暇取得分→12月28日まで 令和2年10月1日~12月31日の休暇取得分→令和3年3月31日まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 【支援内容を拡充】	小学校等の臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	令和2年2月27日~3月31日の間に仕事ができなかった日について、1日あたり4,100円 令和2年4月1日~12月31日の間に仕事ができなかった日について、1日あたり7,500円 申請期間 令和2年2月27日~9月30日の期間分→12月28日まで 令和2年10月1日~12月31日の期間分→令和3年3月31日まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 【支援内容を拡充】	次の要件をすべて満たす事業主が対象です。 ・令和2年5月7日~(期間延長)12月31日の間に、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備。 ・当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主。 ・令和2年5月7日~令和3年1月31日の間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主。	対象労働者1人当たりの有給休暇 計5日以上20日未満:25万円 以降20日ごとに:15万円加算 (上限額:100万円) ※1事業所あたり20人まで 申請期間 令和3年3月1日まで	千葉県労働局 雇用環境・均等室 ☎306-1860

※令和2年10月20日時点の支援情報です。

記号の見方

時日時

会場

内容

対象

定員

費用

申請

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

FAX

444

0815